＼頑張っています／

社会福祉法人の地域貢献

今回は（福）大念仏寺社会事業団 ボ・ドーム大念仏（大阪市／母子施設部会）の地域と連携した総合生活相談について紹介します。

大阪市

退所後も途切れない安心を 施設と地域が連携して支える母子支援

●母子に寄り添う支援から、地域とのつながりへ

「一人ひとりにとって何が一番いいのかを考えることを大事にしています」。そう話すのは、ボ・ドーム大念仏で母子への支援に携わる村尾 理恵子（むらお りえこ）さんです。

母子生活支援施設では、さまざまな事情を抱えて入所する母子一人ひとりに寄り添い、その思いや生活状況を聞きながら、必要な支援を考えます。

退所後も、困ったときに施設を頼って相談に訪れる人がいます。子どものころ施設で過ごしたAさんから、賃貸物件を強制退去になり困っていると相談を受けました。より良い支援を考えるため、しあわせネットワーカーへ連絡したところ、区社協の相談窓口を紹介してもらいました。Aさん、関係機関とともに検討を重ね、まずは一時宿泊所を利用することに。次の生活の場について落ち着いて考えることができ、安心して再スタートをすることができました。



左から理事長の杉田 善久（すぎた よしひさ）さん、村尾理恵子さん



村尾 理恵子さん

「自分がもっていない情報を、関係機関の方とともに動くことで補いながら、支援につなげることができました。これが連携なんだと実感しました」と村尾さん。利用者と入所中から築いてきた関係を土台に、施設と地域の関係機関が協力することで、退所後も柔軟な支援につながっています。

●支援の輪を、地域へ広げる

村尾さんは、今後に向けて「インケアをもう一度見直す時期」といいます。まずは施設での支援を大切にし、信頼の積み重ねをアフターケアや地域とのつながりへと生かす。そして、地域とのつながりで得た経験をさらに施設での支援に還元していく。インケアからアフターケア、そして地域へ。これからも地域でつながり、支援の輪を広げていきます。

地域で活躍する 民生委員・児童委員さん NO.54

地域で活躍する民生委員・児童委員（以下、民生委員）さんにスポットを当て、その方の思いを紹介します。

今回は、副会長の奥野さんにインタビュー。活動で大切にしていること、今後の抱負について聞きました。



羽曳野市 奥野（おくの） 久子（ひさこ）さん
（民生委員・児童委員歴18年）

●町会の区長からの誘いを受けて

以前から関わりのあった区長から声をかけられたことが就任のきっかけです。当時は「民生委員」という名前を聞いたことがあるだけでしたが、他団体の役職などを経験していたこともあり、民生委員になることをその場で決断。前会長の指名を受け、今年からは副会長に就任しました。

●地域の方々と友人のように関わる

モットーは「友人のような感覚で関わること」。これは活動を長く続けてきたからこそ分かったことです。初めから全員に受け入れてもらえたわけではありませんが、訪問を重ねる中で心を開いてくれた方もいると感じています。挨拶をするときは、親しみを込めて必ず相手の名前を呼ぶことも大切にしています。

●相手の話を聞くことの大切さ

民生委員になりたての頃、ある男性から電話をいただきましたが、直接「困っている」とはおっしゃられず、ただ話を聞くことしかできませんでした。その後、その方は専門職の協力のもと必要な支援につながり、現在は見違えるほど表情も柔らかくなっています。

「もっと別の対応もできたのでは」と考えることもありましたが、先日その方から当時について感謝の言葉をいただき、あらためて、まずは話を聞くことの大切さを実感しました。

●活動を振り返って

来年の12月で民生委員歴が20年になりますが、振り返ると本当にあっという間でした。これほど長い期間活動できているのは家族の協力や、地域の民生委員同士の良好な関係があったからだと思います。

今まで心がけてきたことを今後も大切にして活動を続けていきたいです。

Q 質問数珠つなぎ

Vol.53 畑村さんから質問 自分の後任者の探し方は？

A 奥野さんの回答 この人にお願いしたいという方を事前に見つけ、一度断られても諦めずに依頼をします。現職の民生委員に活動を続けていただけるような声かけも大切にしています。

けいえいそうだんしつ

経営相談室だより

特定社会保険労務士 泉谷（いずみたに） 功（いさお）

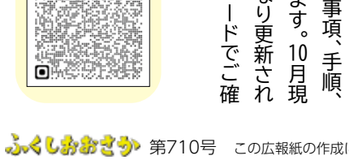
こども性暴力防止法（日本版DBS）が令和8年12月25日施行

●労働法制に留意した防止措置などに向けて

こども性暴力防止法は、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務づけます。対象となる事業者（以下、対象事業者）は、すべての学校設置者等（学校、認可保育所、児童養護施設など）のほか、民間教育保育等事業者（学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設、スポーツクラブなど）で、後者は事業者の申請により国の認定を受けることで対象となります。

対象事業・業務は、児童等との関係で①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かが基準とされ、教師や保育士、塾講師、放課後児童支援員、指導員などが対象従事者となります。

対象事業者に求められる措置は、主に①安全確保措置（被害の早期把握のための面談、相談体制の整備、研修など）、②犯罪事実確認（従事者の性犯罪前科の有無の確認など）、③防止措置（性暴力のおそれがあると判断される者と子どもの接触回避など）、④情報管理措置（性犯罪前科等の情報の適正な管理など）の4点です。特に犯罪事実確認の結果、児童に対する性暴力等が行われるおそれがあると認められるときは、その者を対象業務に従事させない防止措置が事業者に求められます。



具体的に想定されるのは、配置転換、出向・転籍、普通解雇、懲戒処分などの雇用管理上の措置のほか、新規採用の場合は内定取消、試用期間中の解約などです。ただ、こども性暴力防止法に基づく防止措置であっても、労働諸法制は適用されるため、事業者には法施行前から労働法制を踏まえた就業規則等の整備及び周知、採用選考における性犯罪前科の有無の確認などを求める準備が必要となります。

●「重要な経歴の詐称」を懲戒事由などに規定

対象事業者は、法施行までに犯罪事実確認（性犯罪前科の確認）を行う対象業務従事者の範囲や、懲戒処分の対象となる「児童対象性暴力等」及び「児童対象性暴力等につながる不適切な行為」の範囲を検討・決定し、就業規則などで定めて従事者等に周知しておく必要があります。あわせて採用募集要項などを見直し、採用条件や内定前の誓約事項として性犯罪前科がないことを明示します。その上で、内定取消事由や試用期間に係る解約事由、さらに懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めることが求められています。

法施行前から従事している者（現職者）に対する犯罪事実確認は、学校設置者等は施行から3年以内、民間教育保育等事業者は、認定等から1年以内が期限とされ、その後5年以内ごとに再確認を行います。犯罪事実確認の結果、性犯罪前科が確認された場合、または期限までに犯罪事実の確認に応じない場合は対象業務に従事させることができない旨をあらかじめ現職者に確認・伝達します。



こども家庭庁は、施行までに必要な対応を事業者向けチェックリストとして公開しました。また、義務事業者用準備ガイドを公開し、必要事項、手順、参考資料等を明示しています。10月現在では「Ver・1・1」となり更新されています。左記の二次元コードでご確認ください。

詳しくはこちら▼